

有料道路制度とは

国や銀行からの借入金等により道路を早期に建設し、供用後は道路利用者から徴収する通行料金をもって借入金等を償還していく仕組みであり、路線ごとに、許可をうけた料金徴収期間が満了または借入金等の償還が完了のいずれか早い時点で無料開放となるもので、利用者負担の考えに基づき道路整備を行う制度

<料金収入の使い道>

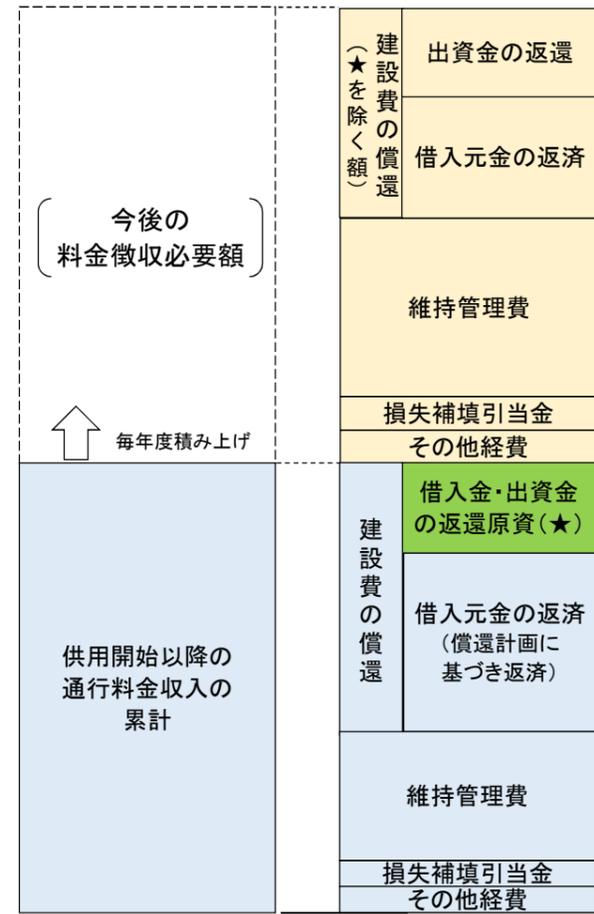
- 建設費の償還
有料道路の建設における、国や市中銀行からの借入金および県出資金の返済
借入金：償還計画に基づき返済
出資金：無料開放時に県に返還
- 維持管理費
料金徴収期間中の、道路・橋梁・トンネル等の日常の管理、修繕および更新にかかる経費
料金徴収業務、事務所運営にかかる経費
災害対応にかかる経費 など
- 損失補填引当金
道路公社の運営上の不測の事態に備える積立金。(毎年度、料金収入の10%を積立)
- その他経費
市中銀行借入利息の支払い など

<料金の額の考え方>

有料道路の料金の額は、「償還主義」および「便益主義」により決定

- ★ 「償還主義」とは
道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金徴収期間内に償うよう定めること
- ★ 「便益主義」とは
現道を通行する場合と比較して、有料道路を通行することにより通常受ける利益の限度を超えないよう定めること

<料金徴収期間中>



(収入)

(支出)

今後料金徴収終了時までの支出見込額

支出済額

- ・ 通行料金収入から、維持管理費、損失補填引当金、借入利息等の支払い分を除いた額は、すべて建設費の償還に充当 (借入金返済・出資金返還の原資となる)

<料金徴収の終了>

→ 本来道路管理者(県)へ移管



(収入)

(支出)

- ・ 償還完了(上図のとおり 収入=支出)となった時点で料金徴収期間の終了を待たず無料化
- ・ 料金徴収期間終了までに償還完了しない場合は、料金徴収期間終了をもって無料化

※ 維持修繕に特に多額の費用を要し、かつ、道路管理者が維持修繕を行うことが著しく困難または不相当であると認められる場合に限り、国の許可をうけ維持修繕費にかかる料金の徴収が可能 (維持管理有料道路制度)